

○騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

平成 24 年 3 月 30 日

茨城県告示第 384 号

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 2 項の規定に基づき、騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)の地域の類型を当てはめる地域をそれぞれ別表のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 11 年 3 月 25 日茨城県告示第 312 号、平成 12 年 3 月 23 日茨城県告示第 347 号、平成 13 年 3 月 8 日茨城県告示第 213 号、平成 14 年 3 月 22 日茨城県告示第 311 号、平成 15 年 3 月 24 日茨城県告示第 405 号、平成 16 年 3 月 25 日茨城県告示第 413 号、平成 17 年 2 月 28 日茨城県告示第 219 号及び平成 21 年 3 月 31 日茨城県告示第 463 号で告示した騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定は、平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。

改正文(平成 27 年告示第 956 号)抄

公布の日から施行する。

別表

地域の類型	当てはめる地域
A	付表に掲げる町村のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	付表に掲げる町村のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	付表に掲げる町村のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法による用途地域の指定のない区域

付表

東茨城郡大洗町	東茨城郡城里町	那珂郡東海村	久慈郡大子町	稲敷郡美浦村	稲敷郡阿見町	稲敷郡河内町
結城郡八千代町	猿島郡五霞町	猿島郡境町	北相馬郡利根町			